

香川県簡易専用水道設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、簡易専用水道の設置に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

なお、この要綱における対象施設は、県内の各町に設置された簡易専用水道とする。

(設置の届出)

第 2 条 簡易専用水道を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、簡易専用水道設置届出書（様式一）により次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 簡易専用水道を設置する建築物等（以下「建築物等」という。）の名称
- (3) 建築物等の所在地
- (4) 建築物等の用途及び規模
- (5) 簡易専用水道の規模、構造及び材質
- (6) 水の供給を受ける水道事業の名称
- (7) 利用者数及び使用水量
- (8) 工事着手予定年月日
- (9) 使用開始予定年月日

(経過措置)

第 3 条 一の水道が簡易専用水道となった際現にその水道を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、当該水道が簡易専用水道となった日から 30 日以内に、簡易専用水道設置届出書（様式一）により前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(届出事項の変更)

第 4 条 第 2 条又は前条の規定による届出をした者は、同条第 1 号から第 5 号（ただし第 5 号については水槽に限る。）までの事項について変更があったときは、その日から 30 日以内に、簡易専用水道設置変更届出書（様式一）により、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同条第 1 号の法人の場合の代表者の氏名の変更及び第 4 号の軽微な変更（変更部分が 20%未満のものをいう。）についてはこの限りではない。

(承継の届出)

第 5 条 第 2 条又は第 3 条の規定による届出をした者から、その届出に係る簡易専用水道を譲り受けた者は、当該届出者の地位を承継する。

2 第2条又は第3条の規定による届出をした者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者地位を承継する。

3 第2項の規定により、第2条又は第3条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、簡易専用水道承継届出書（様式一1）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第6条 第2条又は第3条の規定による届出をした者は、その届出に係る簡易専用水道を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、簡易専用水道廃止届出書（様式一2）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（届出の経由）

第7条 この要綱の規定により知事になすべき届出は町長を経由してするものとする。

（簡易専用水道の管理）

第8条 簡易専用水道の設置者は、水道法施行規則（昭和32年12月24日厚生省令第45号）第55条の規定のほか、次の管理基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の点検を、1月以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等についての検査を1日1回行うこと。
- (3) 給水栓における消毒の残留効果に関する検査を、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。

（保健福祉事務所長等への通報）

第9条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）第55条第4号に掲げる措置を講ずるとともに、所轄の保健福祉事務所又は小豆総合事務所の長にその旨を通報しなければならない。

（書類の整備等）

第10条 簡易専用水道の設置者は、次の書類を整備し、第1号及び第2号の書類は当該簡易専用水道が存続する間、第3号及び第4号の書類は3年間、これを保全しなければならない。

- (1) 簡易専用水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽の周囲の配置を明らかにした図面
- (3) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第34条の2第2項に規定する検査に関する記録及び水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）第55条各号

に定める管理に関する記録

(4) 第 8 条に規定する管理に関する記録

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、昭和 54 年 6 月 28 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行の際、現に簡易専用水道を設置している者は、速やかに様式一1 簡易専用水道設置届出書により要綱第 2 条各号に規定する事項について知事に届け出なければならない。

この場合において、「工事着手予定年月日」とあるのは「工事着手年月日」と「使用開始予定年月日」とあるのは「使用開始年月日」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の届出においては、要綱第 6 条を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、昭和 58 年 9 月 13 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行の際、現に改正前の香川県簡易専用水道設置届出要綱の適用除外であった簡易専用水道を設置している者は、速やかに改正後の香川県簡易専用水道設置要綱（以下「改正後の要綱」という）第 2 条各号に規定する事項について知事に届け出なければならない。

この場合において、「工事着手予定年月日」とあるのは「工事着手年月日」と「使用開始予定年月日」とあるのは「使用開始年月日」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の届出においては、改正後の要綱第 6 条を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

整理番号	
------	--

簡易専用水道廃止届出書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

簡易専用水道を廃止したので、香川県簡易専用水道設置要綱第 6 条の規定により届け出ます。

簡易専用水道を設置する建築物等の名称		
建築物等の所在地		
水の供給を受ける水道事業の名称		
廃止の理由		
廃止年月日		
受理年月日	町	保健福祉事務所等

注) 住所、氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名を記載する。